

岩国市屋外広告物等点検実施要領

1 目的

この要領は、岩国市屋外広告物等に関する条例（令和7年条例第39号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき実施される屋外広告物の点検に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2 適用の範囲

全ての屋外広告物を対象とする。ただし、岩国市屋外広告物等に関する条例施行規則（令和8年規則第6号。以下「規則」という。）第11条第2項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件は除く。

○規則第11条第2項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件

- ・はり紙等
- ・立看板等
- ・横断幕等
- ・広告旗等
- ・気球広告
- ・電柱、街灯柱等を利用する広告物（巻付け広告及び直塗り広告に限る。）
- ・壁面又は屋根面に描かれた広告物

3 点検の実施

(1) 実施の主体

許可を必要とする広告物又は広告物を掲出する物件（以下「許可対象広告物等」という。）については、原則として、設置者の責において実施するものとする。

この場合、設置者が有資格者に外注・委託等により点検を実施しても差し支えないものとする。

また、現に管理者設置（変更）届が提出されていない既存許可物件については、当該広告物の表示者、広告物を掲出する物件の設置者又はこれらの管理者いずれかの者の責において実施するものとする。

その他の広告物又は広告物を掲出する物件（以下「その他の広告物等」という。）においては、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理するいずれかの者とする。この場合、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置時において、点検実施者を明確にしておくことが望ましい。

(2) 点検の時期

許可対象広告物等は、規則第12条に基づき、屋外広告物等許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する日の前3月以内に行うものとする。

その他の広告物等は、おおむね3年ごとに行うことが望ましい。

(3) 点検者の要件

許可対象広告物等の点検は屋外広告士又は規則第11条第3項各号に規定する者に行わせなければならない。

また、点検結果を報告する際には、当該実施者の資格を証する書面を添付しなければ

ばならない。

【点検者の要件として条例又は規則で定められた者】

- ・ 屋外広告士
- ・ 一級建築士又は二級建築士
- ・ 建築物調査員
- ・ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

その他の広告物等の点検に係る点検者の要件は定めていないが、可能な限り許可対象広告物等の点検と同様の者によって行われることが望ましい。

4 点検の方法等

(1) 点検の方法

点検は目視による点検でも可とするが、この場合は、立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。

目視点検で安全性の判断ができない箇所（ねじ・ボルト等のゆるみ、高所接合部のぐらつき等）は、より詳細な点検（触診、打診その他の方法による点検）を実施することにより対象物の状態を確認するものとする。

点検を行う際は、広告物等の全体像及び各点検箇所等の状況がわかる鮮明な写真を撮影するものとする。

(2) 点検箇所及び点検項目

点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、規則様式第5号に規定する点検箇所等を基本とする。なお、広告物等が特殊な構造を有する場合（突起物を有する等）においては、適宜、点検箇所等を追加する等、適切な対応を行うこと。

また、点検に当たっては「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（平成29年7月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参照し、劣化等が起こりやすい箇所については特に留意するものとする。

(3) 補修

点検の結果、異常が認められた箇所については、必要な補修を行うものとする。

○点検箇所等

上部構造 ・ 基礎部	1 上部構造物全体の傾斜又はぐらつき
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき
	3 鉄骨のさび又は塗装の劣化
支持部	1 鉄骨接合部の溶接部又はプレートの劣化、変形又は隙間
	2 鉄骨接合部のボルト、ナット、ねじ等の緩み又は欠落
取付部	1 アンカーボルト又は取付部プレートの劣化又は変形
	2 溶接部又はコーキングの劣化
	3 取付対象部の柱、壁若しくはスラブ又は取付部周辺の異常
板 告	1 表示面板、切り文字等の劣化、破損若しくは変形又はナット、ねじ等の欠落

	2 側板又は表示面板押さえの劣化、破損又は変形
	3 広告板底部の劣化又は水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯
	2 照照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水
	3 周辺機器の劣化又は破損
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他の附属品の劣化又は破損
	2 避雷針の劣化又は破損
	3 その他点検した事項（ ）

5 点検結果の記録・報告

許可対象広告物等の点検の結果（補修を行った場合は補修の結果も含む。）は、規則様式第5号「屋外広告物等安全点検報告書」により記録し、申請書を提出する際に併せて提出するものとする。その際、撮影した写真も併せて提出するものとする。

写真は、広告物又は広告物を掲出する物件の全体の状況及び各点検箇所の点検項目が分かる写真とする。

また、点検後に補修又は改善措置を講じた場合は、その前後の写真を貼付するものとする。

なお、写真の出力に当たってはカラー印刷によることとし、1箇所あたりの大きさはL判（89×127mm）相当を標準とし、該当部の詳細が鮮明に撮影されたものであることとする。

その他の広告物等についても、「屋外広告物等安全点検報告書」を作成し、適切に保管するよう努めること。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

関係写真

点検箇所	点検項目	点検結果
		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要補修 <input type="checkbox"/> 補修後 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		<特記事項>
	
	
	
	
	
	
	
	
	

点検箇所	点検項目	点検結果
		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要補修 <input type="checkbox"/> 補修後 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		<特記事項>
	
	
	
	
	
	
	
	
	

(注意)

- ① 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ② 「点検箇所」、「点検項目」は様式第5号に対応したものを記入してください。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、補修の必要があった場合は「要補修」のチェックボックスに、その後補修を行った場合は「補修後」のチェックボックスに、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が鮮明に確認できるように撮影したものを貼付してください。「異常なし」の場合でも貼付が必要です。